

介護施設利用料の医療費控除について

確定申告の時期が近づいてきました。令和6年（2024年）1月～12月分の申告期間は、令和7年（2025年）2月17日（月）から3月17日（月）までとなります。

介護サービスの利用者負担額（自己負担額）のうち、医療系のサービス費用については、確定申告で所得税の医療費控除の対象となります。

医療費控除の対象となる医療のサービス

訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護（以上、介護予防サービスを含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

以上のサービスについては、利用者負担額が医療費控除の対象となり、通所リハビリテーションは食費も、短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設については食費・居住費（滞在費）も医療費控除の対象となります。

医療費控除の対象となる介護費用	医療系サービス	・通所リハビリ ・訪問リハビリ ・訪問看護 ・定期巡回など 
	施設入所費用	・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院などの 「介護サービス費、食費、住居費」が対象 注）介護サービス種類毎に対象の割合が異なります 
	オムツ代	・6カ月以上寝たきりで、かかりつけ医師のオムツ使用証明書が必要 

医療費控除とは、年間で一定以上の医療費を支払った際に所得に応じて控除が受けられる制度のことです。

介護用品の購入、介護にかかった交通費、介護サービスの利用も医療費控除の対象となります。

「医療費控除」や「確定申告」は、専門用語にはじめは戸惑う人もいるかもしれませんが、結果として支払った所得税の還付（もしくは節税）につながる、納税者にメリットのある制度です。

自分や家族が利用する介護保険サービスの医療費控除額を確認し、対象となるものがあれば確定申告を行いましょう。

なお、確定申告の内容でご不明な点につきましては、所轄の税務署等にご相談してください。

医療費控除の対象とならない介護サービス

福祉用具貸与、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護（以上、介護予防サービスを含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護、生活援助中心型の訪問介護、第1号事業における訪問型サービス（予防専門型訪問サービスを除く）は、全ての費用において医療費控除の対象とはなりません。



社会福祉法人

こしば福祉会

介護老人保健施設トマト

TEL：059-237-5050

有料老人ホームさくら

TEL：059-273-5531

〒514-0073 三重県津市殿村 860 番地2